一般取扱所の位置、構造及び設備の基準

第１	一　般　取　扱　所　の　規　制　の　概　要	令１９

１　一般取扱所の規制

危険物を原料とし、種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。

また、危険物の取扱い形態が類型化できるものについては、施設の形態に対応した政令第１９条１項の基準の特例（政令第１９条第２項）が定められている。

その他、高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で取り扱う一般取扱所（政令第１９条第３項）及びアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所（政令第１９条第４項）においても、危険性に応じた特例が定められている。　（＊＊）

２　一般取扱所の区分

区分については、下表のとおりとする。

各種一般取扱所の区分及び適用される基準

区分			政令	規則
一般取扱所（基本形）			19条第１項	
類型化された一般取扱所	類型化された一般取扱所の基本的事項		19条第1項・第2項	28の54
		①　吹付塗装作業等	19条第1項・第2項	28の55
		①の2 洗浄作業等	19条第1項・第2項	28の55の2
		②　焼入れ作業等	19条第1項・第2項	28の56
		③　ボイラー等	19条第1項・第2項	28の57
		④　充てん	19条第1項・第2項	28の58
		高引火点危険物	19条第1項・第2項	28の62
		⑤　詰替え	19条第1項・第2項	28の59
		⑥　油圧装置等	19条第1項・第2項	28の60
		⑦　切削装置等	19条第1項・第2項	28の60の2
		⑧　熱媒体油循環装置	19条第1項・第2項	28の60の3
		⑨　蓄電池設備	19条第1項・第2項	28の60の4
		⑩　複数の取扱形態を有する一般取扱所	19条第1項・第2項	H.10.3.16 消防危第28号
	高引火点危険物の一般取扱所		19条第1項・第3項	28の61
	アルキルアルミニウム等の一般取扱所		19条第1項・第4項	28の63・28の64
	アセトアルデヒド等の一般取扱所		19条第1項・第4項	28の63・28の65
	ヒドロキシルアミン等の一般取扱所		19条第1項・第4項	28の63・28の66

３　類型化された一般取扱所の適用基準

類型化された一般取扱所については、位置、構造及び設備基準表によるほか、第４以降の各基準によること。